

外傷外科医等養成研修事業実施団体公募要領

1. 総則

我が国において、近年の国内及び国際情勢を鑑みると、銃や爆発物等によるテロ災害等発生の可能性は高まっており、国際イベント等を見据えた救急医療体制の整備が重要である。対応の一つとして、特に爆発物、銃器や刃物などによって受傷した傷病者（爆傷、銃創、切創等）の診療に関わる可能性がある外科医等が、研修等を通じてその知識及び技能を向上し、より一層の救急医療体制の充実を図る必要がある。

このため、厚生労働省は、外傷診療を担う医師、看護師を育成する外傷外科医等養成研修事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、これに当たり本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために以下の要領で実施団体の公募を行う。

2. 事業目的、内容

（1）事業目的

本事業は、重症外傷（特に爆発物、銃器や刃物によって受傷した胸腹部外傷）に迅速かつ適切に対応するために必要な知識や手術等の手技を習得するための研修を実施し、重症外傷の診療を担う医師（外科医、救急医等）、看護師の知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（2）事業内容

① 研修内容

重症な身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために実施する座学及び実技とし、以下に掲げる事項を実施すること。座学や事前学習については、必要に応じてeラーニング等を活用すること。

ア 海外の事例やデータベースを元にした外傷戦略に関する事項

イ 救急医療に関しての倫理的側面、メンタルケアに関する事項

ウ 銃創、爆傷等の外傷治療に必要な知識及び手技に関する事項

※本項において、実症例の臨床経過を提示することが望ましい。

エ 医療チームの構成員とのコミュニケーションに関する事項

② 開催方法

研修の開催期間は1日間とし、年2回程度実施すること。また、グループディスカッション形式で実施され、1回当たりの参加者数は概ね30名程度を見込み、4名から6名程度のグループに分かれて行うシミュレーションを重視した内容とすること。

③ 受講対象者

外傷初期診療ガイドライン（JATEC）などの外傷初期診療に関する訓練を受けた医師（外科医、救急医等）、外傷初期看護ガイドライン（JNTEC）などの外傷初期看護に関する訓練を受けた看護師とし、原則以下に掲げる者とする。なお、受講者の決定に当たっては厚生労働省と調整を行うこと。

ア 治療戦略を医療チーム全体に共有し構成員に適切な指示を出す立場に従事する者又はこれから従事しようとする者。

イ 救急外傷診療に十分な経験を持ち、外科診療に一定年数以上従事している外科医、救急診療に十分な経験を持ち、胸腹部外傷の手術を一定件数以上経験している救急医又は救急初療室若しくは手術室での勤務歴があり、手術介助経験がある看護師（※）。

※ 具体的な症例経験数等については、本事業の趣旨に鑑み、例えば、

・医師については、

① 外傷に関連する領域の専門医等の有資格者であり、重症外傷に一定の経験を持つ者

② 専門医取得後も、AIS（Abbreviated Injury Scale） ≥ 3 の外傷（頭頸部、顔面、胸部、腹部及び骨盤内臓器、四肢及び骨盤、体表）に日常的に携わっている者

・看護師については、手術室に5年以上若しくは救急外来に5年以上従事し、外傷外科手術を経験している者

とするなど、適切に設定すること。

ウ 外傷患者が多数発生する事態やイベントにおける医療提供体制等による派遣依頼があった場合、可能な限り協力すること。

④ 研修の実施報告

実施団体は、全ての研修終了後、研修受講者及び講師についてリスト化し、受講者の状況等の集計及び分析並びに研修の評価を行い、それらの結果を取りまとめた実施状況報告書を作成の上、令和8年3月6日までに厚生労働省に提出すること。

なお、研修受講者及び講師のリストを作成する際には、

・上記③ウに関して協力する意思があるか

・上記③ウのような状況において、必要に応じ、受講者の氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先及び所属医療機関に関する情報を、厚生労働省から都道府県等に提供することについて同意するか等について調査を行い、調査結果を研修受講者及び講師のリストに

併せて記載すること。また、受講者の連絡先は、必要時に必ず連絡がとれるように、作成したリストを適宜更新すること。

3. 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の①から⑦までを条件とし、①から⑥までを必須とする。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 医師向けの研修について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランスの取組に関し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）を受けていること。

(2) 業務の遂行

- ① 本事業の実施に当たっては、本公募要領に定める事項に従うこと。本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省と協議すること。
- ② 本事業の実施に当たっては、厚生労働省との連携を密に取ること。
- ③ 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ④ 本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。

（３）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。

４．事業期間

選定日から令和８年３月13日まで

５．応募団体の評価

（１）評価の方法

本事業実施団体の採択については、厚生労働省において、上記「３．（１）応募団体にに関する諸条件」に該当する旨を確認した後、有識者等により企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので、ご了承ください。

（２）評価の観点（⑩については、３．（１）⑦を満たす場合に評価する。）

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 研修のカリキュラムが、本事業内容に即したものとなっているか。
- ③ 研修実施スケジュールは無理のないものとなっているか。
- ④ 研修施設は、本事業として相応しい実務研修が実施できる設備及び構造を保有しているか。
- ⑤ 研修で使用する資料として、最新の救急医療を踏まえた効果的なものを作成することができる体制となっているか。
- ⑥ 外傷診療に関する専門的知識及び経験を有する講師を確保できるか。
- ⑦ 講師及び受講者へのアンケート等を実施するなどして、研修の評価を行い、改善につなげる体制となっているか。
- ⑧ 事業実施に当たり、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑨ 本事業を実施する団体として相応しい研修等の実施実績があるか、又は、今後十分に実施できると認める他の研修の実施実績があるか。
- ⑩ ワーク・ライフ・バランスの取組が行われているか。

（３）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続を経て、正式に交付決定されることとなります。

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、15,021千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、雑役務費、会議費に限ります。

また、原則、補助金の交付時期については、本事業終了後、事業実績報告書の提出後となりますので、ご了承ください。（精算払扱い）。

7. 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

外傷外科医等養成研修事業企画書を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には上記「5.（2）評価の観点」に記載されている項目を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

（2）応募方法

① 提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月11日（金）（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課宛

※郵送のみ。封筒の宛名面には、外傷外科医等養成研修事業と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局地域医療計画課

Tel：03-5253-1111（内線 2550 阪内）

Fax：03-3503-8562

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午前11時30分～午後12時30分を除く。）とします。

③ 提出書類

以下の書類をアについては８部、他は２部提出ください。

ア 外傷外科医等養成研修事業企画書

イ 団体の概要が分かる資料

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄付行為
- ・団体の直近決算年度の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもあります。

以上